

令和7年度 京都市市営墓地 使用者募集の御案内

先行申込 令和7年11月17日（月）～19日（水）

一般申込 令和7年12月1日（月）～



京都市
CITY OF KYOTO

目 次

ページ番号

概要	1
募集の流れ	1
募集墓地一覧	2
応募資格等	2
申込方法等	3
申込後の手続き等	5
（様式）市営墓地使用申込書	7
（様式）委任状	9
募集墓地の詳細	1 1
1 募集位置図	1 1
2 募集区画一覧	1 5
3 募集区画図	1 7
住吉山墓地	1 7
若王子山墓地	2 2
大日山墓地	2 4
地藏山墓地	2 8
宝塔寺山墓地	3 2
深草墓地	3 4
清水山墓地	3 6
京都市市営墓地条例	4 3
京都市市営墓地条例施行規則	4 6

【概要】

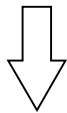
宗教宗派に関係なく、市民の皆様に広く御使用いただける市営墓地の利用者を募集しています。

現在（令和7年10月時点）、清水山墓地、宝塔寺山墓地、深草墓地の3墓地で利用者を募集しています。

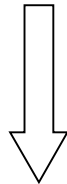
令和7年11月17日（月）から新たに住吉山墓地、若王子山墓地、大日山墓地、地藏山墓地の4墓地で利用者の募集を開始し、宝塔寺山墓地の募集区画を追加します。

【募集の流れ】

- 1 現地の状況を確認

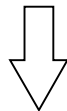


- 2 使用の申込（令和7年11月17日（月）から）

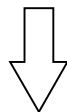


- ・ 先行申込 11/17～11/19
- ・ 一般申込 12/1～
- ※ 先行申込は令和7年度から新たに募集を開始する区画が対象
申込方法の詳細は3ページを御覧ください。

- 3 使用料及び当該年度分管理料の納付



- 4 使用許可書の受領（使用料及び管理料の納入後、市から送付）



- 5 墓地の使用開始

【募集墓地一覧】

各区画の面積や位置図等の詳細は15ページを御確認ください。

墓地名	所在地	区画数	面積	使用料
住吉山墓地	右京区御室住吉山町	20	1.00～ 4.00 m ²	300,000 円／m ² ほか
若王子山墓地	左京区鹿ヶ谷若王子山町	5	1.00～ 4.00 m ²	200,000 円／m ²
大日山墓地	左京区栗田口大日山町	10	1.00～ 2.80 m ²	250,000 円／m ² ほか
地藏山墓地	東山区今熊野日吉町	5	1.62 m ²	750,000 円／m ²
宝塔寺山墓地	伏見区深草宝塔寺山町	5	1.00～ 1.80 m ²	500,000 円／m ² ほか
深草墓地	伏見区深草石峰寺山町	91	1.00 m ²	1,000,000 円／m ²
清水山墓地	東山区清閑寺下山町	28	0.90～ 6.48 m ²	300,000 円／m ² ほか

※ 宝塔寺山墓地、深草墓地、清水山墓地の募集区画数等は令和7年9月1日時点のもの

【応募資格等】

1 応募資格

住民票が京都市内にある個人

(ただし、1世帯1区画。既に市営墓地を使用している世帯は不可。)

2 申込時の注意事項

- (1) 二重申込み（同一人又は同一世帯）、他人名義での申込み、虚偽申込み申等、不正な申込みは全て無効とします。
- (2) 申込者本人以外が申し込む場合は、委任状が必要です。
- (3) 提出された書類はお返しできません。
- (4) 申込後の区画の変更はできません。必ず、事前に現地の状況を確認したうえで、申し込みください。
- (5) 現地確認の際に、職員の案内を希望する場合は、事前に医療衛生企画課（075-222-3433）まで御連絡ください。
- (6) 使用料及び管理料を納期限までにお支払いいただけない場合は、辞退したものとして取り扱います。
- (7) 本市が指定する区画を越えて工作物等を設置することはできません。
- (8) 使用許可を受けた方以外の方に区画を使用させてはいけません。

【申込方法等】

1 申込方法

窓口又はオンラインでお申込みください。

(1) 窓口申込

【申込窓口】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 北庁舎 3 階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課

【受付時間】

平日 10 時～16 時 30 分

(2) オンライン申込

京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332499.html>

（ トップページ → 健康・福祉 → 生活衛生
→ 墓地・斎場・ペット霊園 → 市営墓地
→ 市営墓地使用申込 ）



2 申込書類

(1) 市営墓地使用申込書（窓口申込のみ）

(2) 申込者の「住民票」の写し

※ 申込日の直近 3 か月以内に交付されたものに限りします。

(3) 委任状（本人以外が手続きする場合のみ）

(4) 代理人の本人確認書類（本人以外が手続きする場合のみ）

3 申込期間

(1) 先行申込期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）10 時から

令和 7 年 11 月 19 日（水）17 時まで

(2) 一般申込期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）10 時から

4 先行申込及び抽選の実施

(1) 先行申込

先行申込の対象区画について、最大で第3希望までお申込みいただき、先行申込期間中の申込みはすべて同着として扱います。第1希望の申込区画が重複した場合には、後日抽選会を実施し、第1希望の区画から順に抽選を実施します。

(2) 対象区画

15ページの募集区画一覧を御確認ください。

(3) 抽選実施の連絡

先行申込期間の終了後、抽選の有無を本市から電話・電子メール等でお知らせします。抽選の対象の方は、抽選会の前日までに参加の可否を本市までお知らせください。

【抽選会日時等】

日時 令和7年11月26日（水） 10時から

場所 京都市役所本庁舎第1会議室

※ 抽選会に参加できない方は、申込者に代わり本市職員が抽選を実施し、抽選結果を電話等で御連絡します。

(4) 抽選の方法

抽選は第1希望の区画から順に行います。抽選の結果、第3希望までのすべての区画に落選した場合は、一般申込で他の区画をお申込みください。

5 一般申込

使用者が決まっていない区画について、先着順でお申込みいただけます。

（先行申込対象区画） 12月1日10時から一般申込を受付します。

（上記以外の区画） いつでもお申込みいただけます。

※ただし、オンライン申込は12月1日から受付します。

6 申込状況の公開について

次ページにより申込状況を公開します。

※ 先行申込期間中の募集状況はお知らせできません。

- 京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332499.html>

- 電話

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：０７５－２２２－３４３３



【申込後の手続き等】

1 納入通知書等の送付

先行申込又は一般申込で使用いただく区画が確定した方については、本市から使用料及び管理料の納入通知書をお送りします。

2 墓地使用料及び管理料の納付

納入通知書に記載の納期限までに、本市が指定する金融機関で納付してください。

また、クレジットカードでの決済を希望される場合は、納入通知書に同封する書類にて、オンラインで手続きしてください。

※ 使用料及び管理料の分割納付はできません。

※ 使用の許可を受けた後、墓地の使用を終了した場合でも、納付された使用料及び管理料は返還できません。

※ クレジットカードでの決済は申込年度のみ対応しています。翌年度以降の管理料は金融機関の窓口でのみ納付いただけます。

3 使用許可書等の送付

使用料及び管理料の納入が確認できた方には、２か月以内に以下の書類をお送りします。

- 墓地使用許可書
- 工作物設置等許可申請書
- 焼骨埋蔵届
- 市営墓地使用の手引

4 工作物設置等許可申請書の提出

使用の許可を受けた後、1年以内に石材やコンクリート等を用いて、区画の明示を行ってください。

墓石等の工作物を設置する際には、事前に許可を受ける必要がありますので、工作物設置等許可申請書を本市へ提出してください。

5 使用区画の適切な管理について

市営墓地内の清潔な環境を保つため、使用区画内の適切な管理をお願いします。

- (1) お供え物やごみ等は墓地内に放置せず、お持ち帰りください。

※ お供え物等（食物や色花等）の放置は、野生動物を呼び寄せる原因となります。これまでも、お供え物等を狙ったとみられるイノシシ、シカ、サルによる被害が発生しています。

- (2) 掃除した落ち葉や除草した雑草等は、他の使用者の迷惑とならないよう適切に処分してください。

- (3) 区画内で生じる以下の事項については、使用者の責任において直ちに必要な措置を講じてください。

ア 工作物（墓碑、巻き石など）に破損、倒壊等が発生するおそれがある、又は発生したとき

イ 草木の繁茂等により、区画外に危険又は支障があるとき

ウ その他、他の使用者に危険又は支障を生じさせるおそれがあるとき

- (4) 使用区画内には生育、落葉等により他の使用者等に迷惑となるおそれがある樹木を植えてはいけません。

6 使用許可の取消し

使用許可後、京都市市営墓地条例第16条に該当する場合は、許可を取り消すことがありますので、御注意ください。

市 営 墓 地 使 用 申 込 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申込者の住所 〒	申込者の氏名 ふりがな 電話 () -

京都市市営墓地条例第4条の規定により使用を申し込みます。				
市 営 墓 地 の 名 称		第1希望	第2希望	第3希望
		墓地	墓地	墓地
区 画	番 号	号	号	号
	面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
被 埋 蔵 者	氏 名			
	申込者との続柄 又 は 関 係			
	死 亡 年 月 日	年	月	日

(京都市使用欄)

	第1希望	第2希望	第3希望
抽選番号			
抽選結果			

委任状

令和 年 月 日

宛先 京都市長

代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____

(電話番号) _____

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

委任事項

京都市営墓地の使用権申込

に係る一切の事項について

委任者

(住 所) _____

(氏 名) _____

(電話番号) _____

【募集墓地の詳細】

1 墓地位置図

(1) 最寄りの公共交通機関

墓地名	最寄りの交通機関
住吉山墓地	市バス「塔ノ下町」下車徒歩約 5 分
若王子山墓地	市バス「宮ノ前町」下車徒歩約 25 分、「東天王町」「南禅寺・永観堂道」下車徒歩約 30 分
大日山墓地	地下鉄東西線「蹴上」駅下車徒歩約 15 分
地藏山墓地	市バス「東山七条」下車徒歩約 10 分
宝塔寺山墓地	京阪電車本線「龍谷大前深草」駅下車徒歩約 15 分
深草墓地	JR 奈良線「稻荷」駅下車徒歩約 20 分
清水山墓地	京阪バス「池田町」下車徒歩約 5 分 市バス「五条坂」下車徒歩約 20 分

(2) 墓地周辺図

○ 住吉山墓地（右京区御室住吉山町）



○ 若王子山墓地（左京区鹿ヶ谷若王子山町）



○ 大日山墓地（左京区栗田口大日山町）



○ 地藏山墓地（東山区今熊野日吉町）



○ 宝塔寺山墓地・深草墓地（伏見区深草宝塔寺山町・深草石峰寺山町）



○ 清水山墓地（東山区清閑寺下山町）



2 募集区画一覧

1 住吉山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	61-1	6	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	対象
2	61-2	6	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	対象
3	61-3	6	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	対象
4	61-4	6	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	対象
5	68-1	6	1.0	1.6	1.60	2	384,000	3,184	対象
6	68-2	6	1.0	1.6	1.60	2	384,000	3,184	対象
7	85-1	5	1.0	1.4	1.40	1	420,000	2,786	対象
8	85-2	5	1.0	1.4	1.40	1	420,000	2,786	対象
9	86-1	5	1.0	1.4	1.40	1	420,000	2,786	対象
10	86-2	5	1.0	1.4	1.40	1	420,000	2,786	対象
11	86-3	5	1.0	1.4	1.40	1	420,000	2,786	対象
12	206	5	2.0	2.0	4.00	1	1,200,000	7,960	対象
13	254-1	5	1.3	2.5	3.25	1	975,000	6,468	対象
14	255-1	5	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	対象
15	255-2	5	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	対象
16	261-2	5	1.4	1.5	2.10	1	630,000	4,179	対象
17	261-3	5	1.4	1.5	2.10	1	630,000	4,179	対象
18	550-1	3	1.0	1.5	1.50	3	270,000	2,985	対象
19	550-2	3	1.0	1.5	1.50	3	270,000	2,985	対象
20	550-3	3	1.0	1.5	1.50	3	270,000	2,985	対象

2 若王子山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	549-1	2	1.0	1.0	1.00	1	200,000	1,990	対象
2	549-2	2	1.0	1.0	1.00	1	200,000	1,990	対象
3	549-3	2	1.0	1.0	1.00	1	200,000	1,990	対象
4	549-4	2	1.0	1.0	1.00	1	200,000	1,990	対象
5	565	2	2.0	2.0	4.00	1	800,000	7,960	対象

3 大日山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	2-1	1	1.0	1.5	1.50	1	375,000	2,985	対象
2	2-2	1	1.0	1.5	1.50	1	375,000	2,985	対象
3	47-2	1	1.0	1.2	1.20	1	300,000	2,388	対象
4	47-3	1	1.0	1.2	1.20	1	300,000	2,388	対象
5	105-1	1	1.4	2.0	2.80	1	700,000	5,572	対象
6	444-2	1	1.5	1.8	2.70	1	675,000	5,373	対象
7	570	2	1.0	1.8	1.80	3	270,000	3,582	対象
8	570-1	2	1.0	1.8	1.80	3	270,000	3,582	対象
9	664	3	1.0	1.0	1.00	2	200,000	1,990	対象
10	664-2	3	1.0	1.0	1.00	2	200,000	1,990	対象

4 地藏山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	169	1	0.9	1.8	1.62	1	1,215,000	3,224	対象
2	169-1	1	0.9	1.8	1.62	1	1,215,000	3,224	対象
3	278	2	0.9	1.8	1.62	1	1,215,000	3,224	対象
4	280	2	0.9	1.8	1.62	1	1,215,000	3,224	対象
5	280-1	2	0.9	1.8	1.62	1	1,215,000	3,224	対象

5 宝塔寺山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	284-7	1	1.2	1.5	1.80	1	900,000	3,582	
2	285-3	1	1.7	2.0	3.40	2	1,360,000	6,766	対象
3	287-2	1	1.0	1.0	1.00	2	400,000	1,990	対象
4	288-3	1	1.0	1.0	1.00	1	500,000	1,990	
5	288-34	1	1.0	1.0	1.00	1	500,000	1,990	対象

6 深草墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
	全区画共通	1	1.0	1.0	1.00	1	1,000,000	1,990	

7 清水山墓地

	区画番号	図面番号	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	区分	使用料(円)	管理料 (円/年)	先行申込
1	3	8	1.5	1.5	2.25	2	540,000	4,478	
2	20	8	1.5	1.2	1.80	2	432,000	3,582	
3	53	8	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	
4	80	8	1.0	1.0	1.00	2	240,000	1,990	
5	204	7	1.8	1.0	1.80	1	540,000	3,582	
6	206	7	1.5	1.0	1.50	1	450,000	2,985	
7	229	7	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	
8	230	7	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	
9	236	7	1.0	1.6	1.60	1	480,000	3,184	
10	237-1	7	1.0	1.6	1.60	1	480,000	3,184	
11	293	7	3.6	1.8	6.48	1	1,944,000	12,896	
12	314	7	0.9	1.0	0.90	1	270,000	1,791	
13	317	7	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	
14	318	7	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	
15	323	7	1.0	1.0	1.00	1	300,000	1,990	
16	331	7	1.0	0.9	0.90	1	270,000	1,791	
17	332	7	1.6	0.9	1.44	1	432,000	2,866	
18	798	7	2.0	2.0	4.00	1	1,200,000	7,960	
19	839	7	2.0	2.0	4.00	1	1,200,000	7,960	
20	847	7	1.0	1.8	1.80	1	540,000	3,582	
21	1628	1	0.9	1.0	0.90	3	162,000	1,791	対象
22	1630	1	1.0	1.0	1.00	3	180,000	1,990	対象
23	1905-1	1	1.0	2.0	2.00	3	360,000	3,980	
24	1905-8	1	1.0	2.0	2.00	3	360,000	3,980	
25	1905-10	1	1.0	2.0	2.00	3	360,000	3,980	
26	1905-17	1	1.0	2.0	2.00	3	360,000	3,980	
27	1967	1	1.0	1.0	1.00	3	180,000	1,990	
28	1979	3	0.9	1.0	0.90	3	162,000	1,791	